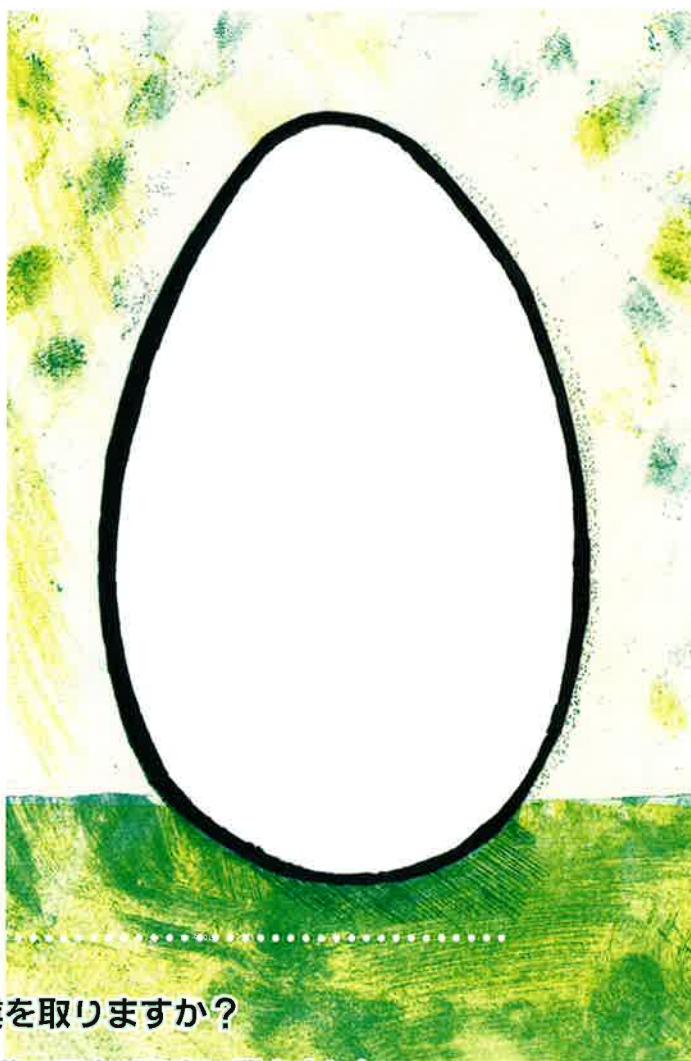


# ありーて

高岡市男女平等推進プラン情報誌

12 号

2002年11月



もくじ…

あなたは育児休業を取りますか？

～20代・30代の男女100人に聞きました～

ありーて編集員がおじやまします

セピア色の写真から

ブック紹介

こんにちは 女性行政室です

# あなたは育児休業を取りますか？

20代・30代の男女100人に聞きました

NO (20代 未婚)



母が、私に子どもが生まれたら面倒をみてくれると言っています。だから、私には必要ないかな。

NO 3人

NO

(20代 未婚)



会社の雰囲気的に、なんとなく取りづらい。

YES (30代 既婚)



現在育児休業中です。今回2回目ですが、給付金ももらっていて、助かっています。仕事への復帰に多少の不安はあります…。

女性  
50人

YES 47人

YES (20代 既婚)



子どもの世話を  
する人が家に  
いないのですが、仕事をやめ  
たくないし、育児休暇を取ると思います。

YES (20代 未婚)



子どもが好きだし、もし  
生まれたらぜひ取りたい。  
子どもが小さいうちは一緒に過ごしたいです。

## ○育児休業の期間

育児休業を取ることができますのは、子が生まれた日から子の1歳の誕生日の前日までの間で、労働者が申し出た期間です。女性は産後8週間の産後休業が終了した日から、男性は子が生まれた日から育児休業を取ることができます。



1歳未満の子を養育する男女の労働者が、事業主に申請することにより取ることができます。

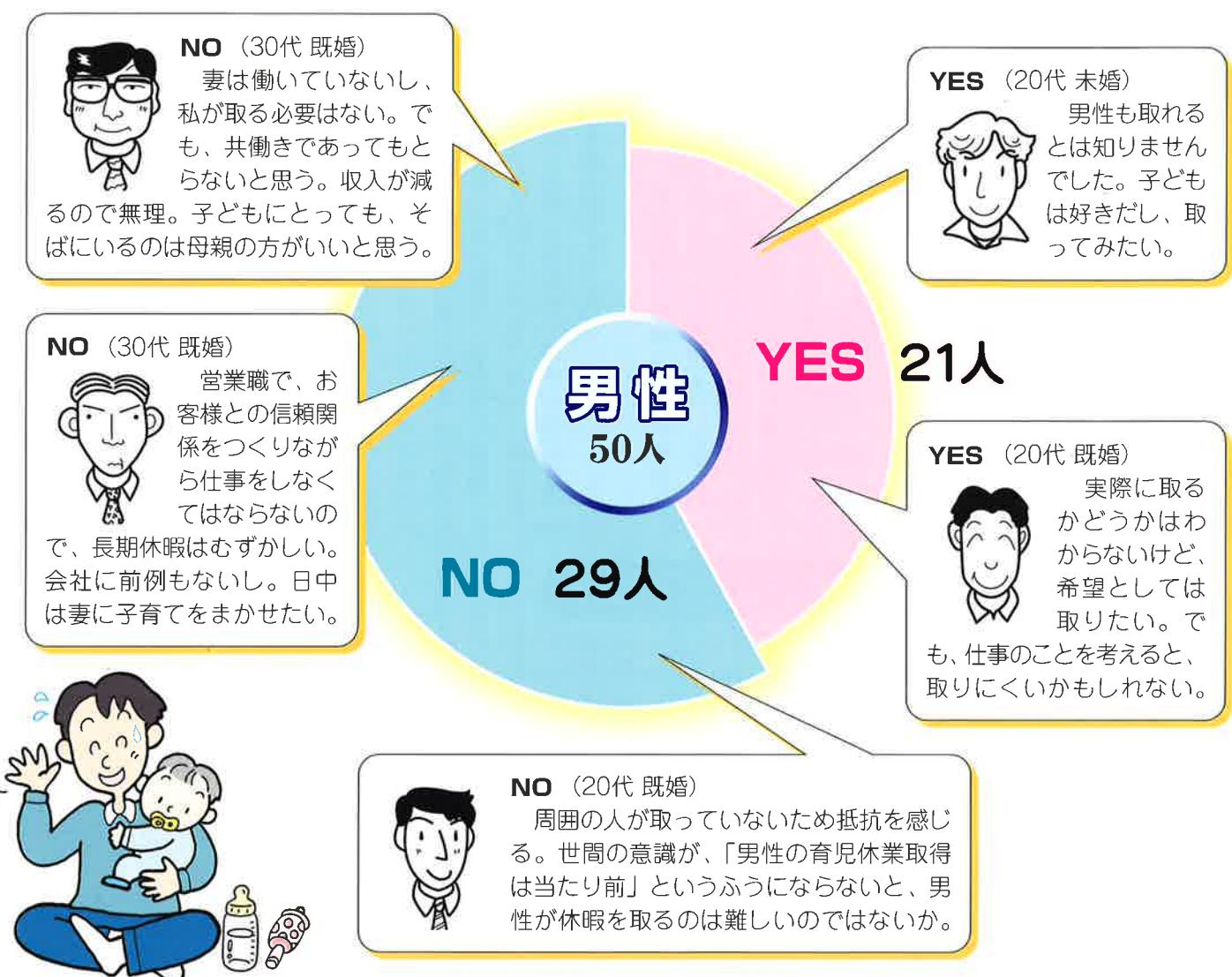
## ○育児休業とは？

ところで、**育児休業制度って何なの？**



# 育児・介護休業法が改正されました…

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成13年11月に成立、公布されました。この改正法は、平成14年4月1日から、全面的に施行されました（改正のポイントは、次ページ参照）。今回、アリーテでは育児休業にスポットを当て、20代・30代の仕事を持つ男女100人にお聞きしました。



実はかなり厳しいということでしょうか。

「平成11年度女性雇用管理調査」によると、平成10年度に出産した女性労働者に占める育児休業取得者は56.4%、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者は0.42%。今回は、男性の「YES」がかなり多い結果となりましたが、現

20代・30代の仕事を持つ女性50人、男性50人に答えていただきました。

育児休業制度については、全員の方が何らかの形で認識されていました。しかし、中には女性だけに適用される制度だと思っていた人もいました。

「YES」には未婚の人が多く、女性も男性も育児休業を取りたいと考えている人が多数でした。「NO」は既婚の人が多く、「収入が減る」「長期の休暇は無理」など、具体的な理由が挙げられていました。

## アンケート結果

## 育児休業への 疑問・質問に お答えします

**Q** 会社に育児休業の規定がないのですが、休めないのでしょうか？

**A**

働いているところに育児休業制度の規定がない場合でも、請求すれば

**Q** 育児休業中の収入減が心配なのですが、休業中の給料はどうなるのですか？

**A**

育児休業期間中の所得保障については、特に法律上に定めはありません。育児休業中を有給とするか無給とするかは、その会社の労使の取り決めに委ねられています。

賃金が支払われない場合、または、休業前賃金の80%未満の賃金しか支払われない場合には、雇用保険から育児休業給付が支給されます。支給額は、原則として休業開始時賃金の40%です。

妻の産後8週までの間は、妻が働いているか専業主婦かを問わず、育児休業を取得することができます。



**Q** 妻の産後休業中は、妻が仕事を休んでいる状態であっても、男性が育児休業を取ることができますか？

**A**

配偶者が職業についていない場合（育児休業中の場合も含む）育児休業をすることができない、と労使の協定等で定められているときは同時期に休業することはできません。期間が重ならないようにすれば、夫婦どちらも取得できます。また、妻の産後8週間の休業中に男性が育児休業を取ることもできます。

取得できます。

**Q** 夫婦2人とも働いています。子どもが生まれたら、2人で育児休業を取つてもよいのですか？

**A**

## 育児・介護休業法改正のポイント

事 項	改 正 後	改 正 前
育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱い	解雇その他不利益な取扱いを禁止	解雇を禁止
育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限	1ヶ月24時間、1年150時間を越える時間外労働を制限	規定なし
勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ	義務…3歳未満の子 努力義務…3歳以上小学校就学前まで	義務…1歳未満の子 努力義務…1歳以上小学校就学前まで
子の看護のための休暇の措置	努力義務	規定なし
育児又は家族介護を行う労働者の配置	転勤に際して育児や介護の状況に配慮すべき義務	規定なし
職業家庭両立支援者	選任について努力義務	規定なし
仕事と家庭の両立についての意識啓発	国による支援措置	規定なし

# ありーで編集員がおじゃまします

高岡市男女共同参画講座  
(市民企画講座)

「すてきな生き方をしてみよう!! パートⅢ ~仕事と育児の両立~」

高岡市男女共同参画講座「すてきな生き方をしてみよう！パートⅢ～仕事と育児の両立～」(全4回)の第2回・第3回におじゃましました。

改正育児・介護休業法について、どこがどのように改正されたのかということを中心にお話をされました。講師の荒川さんご自身も一人のお子さんを育てながら働いておられ、ご自身の経験を交えて、わかりやすく説明してくださいました。

雇用均等室に寄せられる相談で、最近増えているのは、育児休業を取りたいけれど取れない、というものだそうです。このような場合、雇用均等室からその事業所へ法律の説明をすると

改正育児・介護休業法について、どこがどのように改正されたのかということを中心にお話をされました。講師の荒川さんご自身も一人のお子さんを育てながら働いておられ、ご自身の経験を交えて、わかりやすく説明してくださいました。

また、富山県の女性の勤続年数は全国一ということで、今後ますます女性が職場で能力を発揮するためには、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりが大切だと話されました。

「すてきな生き方をしてみよう」というこの講座のテーマのとおり、身近な法律を知つて、ひとりの人間としてすてきに生きていくことをしてすてきに生きていたいと強く感じました。

## 第2回

富山労働局雇用均等室長

荒川あや子さん

～改正育児・介護休業法について～



「すてきな生き方をしてみよう」というこの講座のテーマのとおり、身近な法律を知つて、ひとりの人間としてすてきに生きていくことをしてすてきに生きていたいと強く感じました。

男性が育児休暇を取ることに「前代未聞」と言われながらも、「子どもが本当に親を必要とするのは、人生のほんの短いひとときだけ」という思いから、育児休業の申請をされた林さん。代診医をたてるなどの数々の問題はありました

が、理解ある上司のお陰で、半年かかったものの、3ヶ月の育児休業の許可がありました。性の育児への参画が重要であると話されました。

## 第3回

福井県立病院救命救急センター医長

林 寛之さん

～改正育児・介護休業法について～

男だつて子育てがしたい！

～父親が育児休暇を取るまでの問題点と育児をして感じたこと～



# セピア色の写真から

齊藤邦子さん



のをきっかけに、

東京文化服装学院

で本格的に洋裁を

学ばれ、卒業後に  
高岡市内で開塾さ  
れます。

「母は本当に苦  
労を感じさせない  
強い人だった。困  
っている人には手  
を差し伸べたいと

いう気持ちが強  
く、母の偉大さに気付かされます。」と  
齊藤さんは語ります。お母さんの生き方  
の姿勢が、そのまま齊藤さんの心に根付  
いている、そんな感じを受けました。

昭和63年からは  
「服の日」として2  
月9日に、学院か  
ら愛育園へクリッ  
キンなどの手作り

作品の寄贈が始ま  
り、今年で15年にな  
るそうです。

「今年、フリルブラウスが大流行でし  
ょ。」と、40年前の服を2時間で作り直  
し、すてきに着こなしておられる齊藤さ  
ん。今なお現役でご活躍中の、安川専門  
学校ロイ・モード学院の校長、齊藤邦子  
さんにお話を伺いました。

齊藤さんは3歳のときにお父さんを亡  
くし、その後、お姉さん、お兄さんも亡  
くされ、お母さんに大事に育てられます。  
お母さんは近所のお宅で洋裁を習われた

齐藤さんご自身は香川女子栄養学院を  
卒業され、高岡市内の企業で栄養士とし  
て働いていた時期もありました。しかし、  
終戦となり、会社は閉鎖され、栄養士を  
辞めることになります。そのとき、やは  
り目の前にあつたのは洋裁であり、何の

ためらいもなく自然に洋裁の道へと入つ  
ていったそうです。東京文化服装学院で  
学ばれ、本格的に洋裁の道へと歩まるる  
ことになります。

現在では、学院の運営はもとより、エ  
ールフランスデザインコンテスト入選や  
ソ連モードショーアンテナ作発表など、ご自  
身の活動にも力を注いでこられました。  
県内の高校数校の制服デザインも手がけ  
ておられます。

最近では、万葉集朗唱の会や越中万葉  
夢幻譚の衣装を担当されました。「予定  
を立てた仕事は完全にこなします。そ  
うしないと時間が回っていかないですから  
ね。徹夜もよくしましたよ。」と思い出  
しながら語られる姿に、仕事を  
精力的にこなしてこられたパワーを感じます。

昭和63年からは  
「服の日」として2  
月9日に、学院か  
ら愛育園へクリッ  
キンなどの手作り



現在73歳の齊藤さん。

「人はこの世に生を受けてから死に至  
るまで服を着ており、被服というものは  
なくてはならない。服を創っていくこと、  
生徒達や若い方々の可能性を伸ばしてい  
くことが私の原動力のもとになつてい  
る。まだまだ創りつけます。徳を積  
んでおけば、天に貯金しておく  
ようなものですよ。」と話さ  
れるお言葉に、服作りに  
対する強い信念を感じ  
ました。

自分で生き方を明確に見出し、齊  
藤さんのようにいつまでも輝いていたい  
と感じ、学院を後にしました。

家庭では、別の道で活躍されている夫と  
お互い助けあいながらやつてこられたそ  
うです。仕事を持っていても家庭をおろ

そかにせず、両立することが大事だと齊  
藤さんは話されます。

「例えば、夕食時にはエプロンをとり、  
テーブルに花を供えて食卓を飾る。そん  
な小さい心がけが相手の心を和ませるの  
ではないかしら。」

## 茨木のつ子詩集

『見えない配達夫』  
(一九五八年飯塚書店)より

### わたしが一番きれいだったとき

わたしが一番きれいだったとき  
街々はがらがら崩れていって  
とんでもないところから  
青空なんかが見えた

わたしはおしゃれのきっかけを

わたしのが一番きれいだったとき  
まわりの人達が沢山死んだ  
工場で海で名もない島で  
わたしはおしゃれのきっかけを

落としてしまった

わたしのが一番きれいだったとき  
わたしの国は戦争で負けた  
そんな馬鹿なことってあるものか  
ブラウスの腕をまぐり卑屈な町をのし歩いた

科学や医療は日進月歩  
情報の渦の中 日惑いつとも  
身近な体験談が役に立つ  
少女化の現代 出産はそういうある体験ではない  
だからこそ  
納得のいくお産をするために  
『小説よつも向なり』のみんなの体験を  
参考にしてほしい



## お産サイドブック II

(あんふあんて出版局)

### 二十一世紀のお母さん・お父さんに贈る



わたしのが一番きれいだったとき  
わたしの頭はからっぽで  
わたしの心はかたくなで  
手足ばかりが栗色に光った

わたしのが一番きれいだったとき  
わたしはとてもふしあわせ  
わたしはとてもとんちんかん  
わたしはめっぽうさびしかった

だから決めた できれば長生きする!」といふ  
年とつてから凄く美しい絵を描いた  
フランスのルオーランさんのようにね

※『見えない配達夫』は、童話屋より復刊されています。

ひんにちは

# 女性行政室です

## 高岡市男女共同参画講座を

(市民企画講座)

受講しませんか?

（企画：富山県男女共同参画推進員高岡連絡会）  
セピアと男女共同参画～正しく伝え考えるための～

とき ■ 11月27日(水)

19:00～21:00

ところ ■ 高岡市ふれあい福祉センター  
201・202研修室  
定員 ■ 50名（申込順）

### 「メディアリテラシー ～わたしたちはどう接したらいいか～」

富山大学非常勤講師  
斎藤 正美さん

※お申込み・お問合せは、  
女性行政室 (TEL 20-1262) へ。

## 編集後記

編集員が変わりました。

春から「ありーて」の編集員として、男女共同参画社会について考えてきました。わたしはこれまであまり男女平等について考えたり、悩んだりすることなく、むしろ、女性のほうが優遇されていると思っていた。しかし、編集にあたって、少しづつ考えは変わってきました。編集員としてこれから2年間「ありーて」に携わって、どのように自分自身が変化したかが伝わるような情報誌にできるようにがんばりたいと思っています。

遠藤真紀子

慣れない編集作業や、男女共同参画講座への参加で、育児休業法を通して自分のこれから的生活のプランについて、はじめて考える良い機会をもらいました。言葉だけ知っていた育児休業法でしたが、自分の中の「？」を解消することができました。今回の特集を見て、特にこれから結婚・育児を迎える同世代の方に、少しでも興味を持って知ろうとしてもうれしいな、と思っています。

篠原 エリ

発行／高岡市企画調整部女性行政室  
〒933-8601 高岡市広小路7-50  
電話／0766-20-1262 FAX／0766-20-1661  
MAIL／gender@office.city.takaoka.toyama.jp

団体  
グループの

## 学習活動を応援します

高岡市男女平等推進プランについて、男女平等・共同参画を進める上での課題についてなど、団体やグループが自主的に実施する講演会・講座・セミナーなどの学習に、講師・助言者を派遣します。

男女平等・共同参画について理解・関心を深めようとするテーマであれば、内容・形式などは特に問いません。また、内容が決まらない場合は相談に応じます。

- テーマ例
- ・男女平等推進プラン
  - ・男女の心の健康
  - ・男女の人権
- など

■ 申込方法 所定の申込書に開催日時・テーマ・内容等を記入して、女性行政室に提出してください。(申込書は女性行政室にあります。)

■ 申込期限 開催日の1か月前までに申込んでください。

「男女平等は当たり前だよね。」と思いながらも、無意識のうちに「男はこうするもの」「女はこうするもの」と区別している自分がどこかにいる。自分らしく生きることを大切にしていきたいので、「ありーて」編集員をやらせていただくことにしました。編集作業にかかりながら、自分を育てていきたいと思っています。

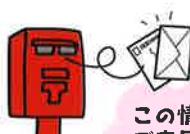
中川 悅子

今回、「セピア色の写真から」の取材や、男女共同参画講座でお話を伺った方は、常に「相手に喜んでもらおう、相手を尊重しよう」という姿勢でパートナーに接していらっしゃると感じました。お互いが大事にしあうことで、お互いの生き方がいきいきとしたものになっていく。これこそが男女共同なのではないかと感じました。私と夫もそんな夫婦になっていきたいと感じる今日このごろです。

朴木満裕美

## 表紙のデザインが変わりました。

デザイン：高岡法科大学 中川英世



この情報誌に対する  
ご意見・ご感想を  
お待ちしています。

